

南相馬市介護認定資料の外部提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険制度を円滑に運営し、被保険者の福祉の向上を図る観点から行う南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第11条第2項第6号の規定に基づく介護認定資料の外部提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護認定等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定、法第28条第2項に規定する要介護更新認定、法第29条第1項及び法第30条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定、法第33条第2項に規定する要支援更新認定並びに法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定をいう。
- (2) 介護サービス計画等 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画、地域密着型特定施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画を含むものいう。
- (3) 認定調査票 法第27条第2項に規定する調査の結果を認定調査員が取りまとめた文書で、認定調査票（概況調査）、認定調査票（基本調査）及び認定調査票（特記事項）により構成されるものをいう。
- (4) 主治医意見書 法第27条第3項の規定により被保険者の主治医又は指定医がその意見を取りまとめた文書をいう。
- (5) 要介護認定・要支援認定審査判定結果 審査及び判定結果に関する南相馬方部介護認定審査会から市に対する通知（「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）」に基づき、避難先

の市区町村において要介護認定等を受けた場合においては、当該市区町村が設置する介護認定審査会から市区町村に対する通知)で、要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する意見及びサービスの適切かつ有効な利用に関する留意事項に関する意見が付された文書をいう。

- (6) 介護認定資料 第3号から前号までの文書の全て又はそれらのいずれかを含む書類をいう。
- (7) 居宅介護支援事業者等 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業者のいずれかに該当する者をいう。
- (8) 主たる介護者 要介護認定等を受けた被保険者の主たる介護者であって、第6条第2項に規定する介護認定資料提供依頼に係る誓約書及び被保険者の主たる介護者であることを証する書類を提出した者をいう。
- (9) 主治医 要介護認定等を受けようとする者について市から主治医意見書の作成を求められている医師(当該提供にかかる介護認定資料に含まれる主治医意見書を作成した者を除く。)をいう。

(外部提供の対象者等)

第3条 介護認定資料の外部提供は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に対し行うものとする。

- (1) 介護サービス計画等の作成に必要な場合 居宅介護支援事業者等又は主たる介護者
- (2) 要介護認定等を確認する場合 主たる介護者
- (3) 主治医意見書作成に当たり、前回の主治医意見書を参考とする場合 主治医

(外部提供の依頼)

第4条 前条第1号又は第2号に掲げる場合に依り、介護認定資料の外部提供を依頼する者は、介護認定資料提供依頼書(居宅介護

支援事業者等用) (様式第1号) 又は介護認定資料提供依頼書 (主たる介護者用) (様式第2号) を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第3号に掲げる場合に依り、介護認定資料の外部提供を依頼する者は、介護認定資料提供依頼書 (主治医用) (様式第3号) を市長に提出しなければならない。

(居宅介護支援事業者等に対する外部提供)

第5条 市長は、居宅介護支援事業者等から介護認定資料提供依頼書の提出を受けたときは、当該依頼に係る被保険者の介護認定資料を外部提供するものとする。ただし、主治医意見書については、当該主治医意見書を作成した主治医の同意がある場合に限り、外部提供するものとする。

- 2 前項の外部提供は、介護認定資料の提供を依頼した居宅介護支援事業者等と当該依頼に係る被保険者が締結した居宅サービス等の提供に関する契約に係る契約書又はその写し (以下「契約書等」という。) 及び当該依頼をした居宅介護支援事業者等の職員たる身分を示す証明書を確認して行うものとする。ただし、被保険者が法第46条第4項又は法第58条第4項の規定により市へあらかじめ行った届出に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者が介護認定資料に係る情報の提供を受けようとするときは、当該届出の確認をもって契約書等の確認に代えることができる。

(主たる介護者に対する外部提供)

第6条 市長は、主たる介護者から介護認定資料提供依頼書の提出を受けたときは、当該依頼に係る被保険者の介護認定資料を外部提供するものとする。ただし、主治医意見書については、当該主治医意見書を作成した主治医が、被保険者等が傷病名等を知ることにより、当該被保険者の診療に支障を生ずるおそれがあることを理由として、当該介護認定資料の外部提供を行うことが不適当との意見を述べた場合には、外部提供を行わないことができる。

- 2 前項の外部提供は、介護認定資料の提供を依頼した主たる介護者から、介護認定資料提供依頼に係る誓約書 (様式第4号) 及び当該依頼に係る被保険者の主たる介護者であることを証する書類

の提出を受けて行うものとする。

(主治医に対する外部提供)

第7条 市長は、主治医から介護認定資料提供依頼書の提出を受けたときは、主治医意見書を作成した主治医の同意がある場合に限って、当該主治医意見書を外部提供するものとする。

(外部提供を受けた者の遵守事項)

第8条 第5条の規定により介護認定資料の外部提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報を居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報を居宅サービス計画等に係る居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センター以外の者(被保険者本人及び被保険者本人の親族を含む。)に提供しないこと。
- (3) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報について、漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。

2 第6条及び前条の規定により介護認定資料の外部提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報を、介護認定資料提供依頼書に記載した利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報を第三者に提供しないこと。
- (3) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報について、漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。

3 市長は、第5条から前条までの規定により介護認定資料の外部提供を受けた者が、第1項及び前項の遵守事項に違反したと認めるときは、その者に対して是正を求めるとともに、適正な是正措置が講じられるまでの間、外部提供を行わないことができる。

(外部提供を行わない場合の通知)

第9条 市長は、第4条の規定により介護認定資料提供依頼書の提

出を受けたが、外部提供を行わないこととしたときは、その理由を付して当該依頼をした者に対し、書面により通知するものとする。

（費用負担）

第 10 条 介護認定資料の写しの作成及び外部提供に要する費用は、無料とする。ただし、介護認定資料の写しを郵送により外部提供する場合は、郵送に要する費用は依頼者の負担とする。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか介護認定資料の外部提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。